平成２２年（フ）第５６号
岩手県花巻市下小舟渡83番地２　第１多田アパート５号
債務者　吉田　則雄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５７号
岩手県北上市大堤南１丁目２番15号
債務者　昆野　宏子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９１号
宮城県角田市小田字荻窪101番地１
債務者　齋藤　昭治
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９２号
宮城県角田市小田字荻窪101番地１
債務者　齋藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２２８号
宮城県石巻市真野字小島122番地２、前住所宮城県石巻市築山４丁目７番67号
債務者　武藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
秋田市将軍野堰越８番９―406号
債務者　工藤　陽一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６号
秋田市手形山西町４番４―110号
債務者　大沼　信夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４号
長野市大字西長野436番地
債務者　北原　勇二
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
長野市松代町柴453番地１　金井山団地40号、前住所長野市篠ノ井東福寺1440番地１　５Ａ
債務者　大日方文人
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
長野県安曇野市明科中川手3837番地
債務者　岩渕　文康
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目５番１―507号
債務者　大原　容子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５号
高知県高岡郡四万十町見付970番地１
債務者　田邊美江子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４７号
高知県高岡郡佐川町永野2916番地２
債務者　尾﨑　利晴
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４８号
高知県高岡郡佐川町永野2916番地２
債務者　尾﨑　花子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１９８号
佐賀県佐賀市東佐賀町３番10号
債務者　副島　律子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
宮崎市田代町138番地　第９シャトーモリオカ201号
債務者　横山　安晃
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５２号
宮崎市末広１丁目９番４号　コージーマンション末広102号、前住所宮崎市大塚町無量寺道下33番地１
債務者　黒木　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１２号
宮崎市清武町加納乙268番地１　エンジェリック加納305号、前住所大分市牧３丁目15番９―202号　ドゥペール牧
債務者　佐藤　健郎
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係